

教育委員会会議録

令和5年3月23日（木） 午前10時00分 開会
午後 0時07分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、岡田豊委員、河野明日香委員、野杵晃充委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長
伊藤尚巳教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
細井徹財務施設課長、坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長
上野賢司生涯学習課長、橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
小林紀彦特別支援教育課長、久保田昌俊保健体育課長
水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長、中島幸一高校改革室長
松本明博総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（3）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和5年2月定例県議会の概要について

高橋総務課長が、令和5年2月定例県議会の概要について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

（2） 令和5年度愛知県教員研修計画について

坂川教職員課長が、令和5年度愛知県教員研修計画について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

○J Tの有効活用について、「教員は学校で育つ」と記載されているとおり、教員研修の本質を表している。○J Tが多くの教員を育ててきたということは経験上からも事実である。現在、働き方改革の中、限られた勤務時間内で先輩や同僚から実践的に教えを乞う余裕がなくなっているように思う。○J Tは時間的な余裕があってこそ成り立つものと考えているが、働き方改革との関連の

中でどのように進めていくのか。

また、学び続ける教員であればこそ成せることであるが、自らの実践を教育論文にまとめるという取組が行われてきた。今年度、これまでの県教育研究論文があいち教育賞と形を変えた。県教育研究論文は表彰式後、研究実践集がまとめられ、教員が手に取って学ぶことが行われてきているが、ここ数年、部数が半減近くになっている。学ぼうとする意欲の減退が表れてきているとしたら懸念すべきである。学び続ける教員であるために、学ぼうとする意欲の減退に歯止めをかける方策はあるのか。

(坂川教職員課長)

OJTについては、非常に有効な方法であると考えている。一方で、教員の多忙化のため、校内で教員同士コミュニケーションをとる機会が少なくなっていることも事実である。教員研修についても、今までは総合教育センター等で研修を実施していたが、できる限りeラーニング等を活用し、学校をなるべく空けずに資質向上できる方策を進めている。研修のために移動する時間や総合教育センター等で学ぶ時間を短縮できている、その時間等を活用し、校内でのOJTを進めてもらいたいと考えている。働き方改革においても、本来教員がやるべき仕事ではない部分について、外部人材を活用した上で教員の負担軽減を図っていく。スクールカウンセラーや校務支援員・校務補助員等を活用し、教員が勤務する時間を確保していきたいと考える。

(加藤総合教育センター所長)

今年度、教育研究論文からあいち教育賞に変えて第1回を実施した。その結果を踏まえて、市町村教育長から要望が出ている。「量的なものを減らしたことにより、実践・考察・検証が十分できないのではないか。」という指摘もあり、そういった要望に応えられるような形を模索しているところである。来年度は今年度と同様に行うことを考えているが、それ以降については検討していく。

冊子については、売上げが四分の三ほどになってしまったと把握している。現場で活用し、研修してもらおうよう総合教育センターから呼びかけていきたいと考えている。ただ、今年度からウェブにも掲載していく予定のため、冊子を購入せず、ウェブを活用する教員もいると考えられる。

(河野委員)

教員サポートシステムが今年度から本格的に運用されているとのことである。今後もいろいろな観点で活用でき、研修講師の発掘にも有効であると考えている。今年度運用した結果、出てきた成果や課題はあるか。

(坂川教職員課長)

教員サポートシステムでは、総合教育センター主催の研修の申込みや研修履歴の確認、資料の受取などが各教員のパソコンからできるようになっている。今年度から本格稼働したが、研修履歴の確認についてはシステムが完成しておらず、現在はエクセルで対応している。他の機能は全て活用できるが、教員

から要望等も聞いておらず、今の段階では順調に稼働していると考えている。
(加藤総合教育センター所長)

教員サポートシステムは総合教育センターで運用している。令和2年度から導入し、研修履歴は令和2年度からのものが蓄積されている。

今まで、小中学校については、市町村教育委員会と県教育事務所を通して、総合教育センターへ研修申込みや名簿送付をしてもらっていたが、今年度から教員サポートシステムが本格的に稼働したことにより、一括で申込みができるようになった。総合教育センター側もすぐに受講者名簿を作成でき、研修申込みについては多忙化が解消されたと考える。また、eラーニングも教員サポートシステムから受講できる形となっているため、総合教育センター主体の研修は全て賄えるようになっている。

課題としては、今年度初任者研修の開講式をeラーニング形式で行い、小中学校を地区別で時間帯を分けたが、同時間帯にアクセスが多くなり、固まってしまった。来年度はZoom利用を予定している。

(塩谷委員)

情報社会の中で生徒が教員以外から学ぶことが多くなったため、教員がそれ以上の知識を得て、学び続けていかないと苦しい時代になったと思う。授業内容を今後どのように変化していかなければならないかが課題であるとする。ある私立学校では個の多様性を伸ばすために、一斉授業を止め、子供たちに学ばせる一つのテーマを掲げ、子供たち自身で学びを選び、教員は子供の質問一つ一つに答えると聞いた。教材も子供たちが選ぶなど、公立高校で行うのはなかなか難しいと思うが、教員が学び続けなければならない時代の中で、具体的な授業方法等にどのように結び付けてゆくのか。

(橋本高等学校教育課長)

生徒が外部で学ぶことが多く求められる時代になってきた。特に高校では、普通科の生徒、職業科の生徒がそれぞれ将来を見据えて学んでいる。特に職業科で学ぶ生徒にとっては、卒業後社会に出ていくため、実際の現場で学ぶことが求められている。教員が現在の社会の状況や技術を学ぶことも当然必要であるが、それに加え、外部の方に学校に来てもらったり、生徒がインターンシップ等で外に出て行ったりすることが盛んに行われるようになってきた。今後普通科においても同様の学びを取り入れていくことが重要であり、普通科の改革も教育委員会の中で進めていこうとしている。

生徒がそれぞれ興味のある内容を学ぶことは非常に重要である。中高一貫教育という方式を取りながら、探究的な学びを学校教育の中に取り入れ、生徒がそれぞれ自分たちで興味を持った内容を突き詰めていく学びを授業の中で行っていこうと検討している。職業科においては、既に課題研究という授業を行っており、生徒がそれぞれ興味を持った内容を研究し、必要であれば、工場やスーパーマーケットに学びに行くなどしている。今後、更に普通科を含めた全体の大きな枠の中で進めていこうと考えている。

- (3) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 第3期愛知県生涯学習推進計画について
上野生涯学習課長が、第3期愛知県生涯学習推進計画について報告。
飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

6 請願

請願第49号 勤務時間記録書き換え(資料1)、管理職の、処分等を求める請願
飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

後日、勤務記録を修正することができるのか。

(坂川教職員課長)

当該教諭の勤務校では、出退勤時にIDカードを読み取り機にかざすことにより、パソコン上に出退勤時間を記録している。ただ、出張先からそのまま帰宅するなどIDカードを読み取り機にかざさずに退校する教職員がいるため、システム上、記録されたデータを本人や管理職が手入力で補正できるようなシステムになっており、後日修正が可能である。

(塩谷委員)

月の勤務時間の上限が定められていることが大きな要因であると思うが、勤務時間の記録を修正する背景には何があるのか。

(坂川教職員課長)

県としては、時間外在校等時間を一月当たり45時間以内と定めている。小中学校教職員には、服務監督権者である市町村教育委員会が時間外在校等時間の上限を定めているところである。そのため、市町村教育委員会としても各学校の校長や管理職に対し、勤務時間縮減を求めている。各学校の校長や管理職においては、市町村教育委員会から指導が来ていることから、なるべく勤務時間の縮減をしたいと考える中で、もしかしたら村度ということもあったかもしれないと考えている。

(岡田委員)

文書偽造はもってのほかで、今後同様のことが起こらないよう適切に対応しなければならない。超過勤務時間を制限する数値が先行し、この数値を守ることをのみを目標とするような働き方改革が行われているとすると、問題である。語弊があるかもしれないが、教育委員会から学校への無言の圧力が背景にあるのではないかと思う。学校現場には、長年培われてきた各学校が持つ伝統や文化がある。働き方改革を否定するわけではないが、数値のみによって改善してしまうと、急速な働き方改革となり、学校現場を混乱させてしまうのでは

ないか。ガイドラインに基づきながらも学校の実態に合わせて柔軟に進めていくことが大切である。

(野杵委員)

前回会議で教職員の長時間勤務に関して、月末ではなく定期的な確認をしたらどうかという質問をしたが、月の途中で確認することは可能であるか。

(坂川教職員課長)

例えば月45時間を超えた段階で警告が出るようなシステムにしたらどうかという提案を前回いただいた。現在のシステムは警告が出るような仕様ではないため、業者に相談したところ、かなり高額となるため、今の段階でシステム変更は難しいと考える。ただ、管理職ほどの職員がどれだけ勤務しているか確認できるため、例えば15日や20日の段階で確認し、時間数を超えそうな職員については個別に指導するように取り組んでいきたい。

(野杵委員)

高額な予算がかかるということで、システム導入は難しいにしても、校長や教頭が確認することが可能であれば、指導はしてもよいと思う。

記録の改ざんについてはあってはならないことである。ただ、この問題は氷山の一角であり、恐らく教員の多くが残業時間の問題は抱えていると思う。

民間企業においては、大手企業を中心にシステムの強制終了や残業した時間をフルチャージするというような、残業をさせない取組が行われているが、世の中の大半を占める中小企業では難しく、特に飲食店やホテル業などでは残業は常態化しているのが現状である。教職員も恐らく同じ状況であると思うが、根本的に直すためには時間を管理するのではなく、業務をスリム化することが必要である。業務のスリム化に成功しているような学校があれば知りたい。

(坂川教職員課長)

江南市立布袋小学校において、校長が赴任した段階で月45時間を超えて勤務する教員が多かったため、学校行事等の見直しをかなり行ったという内容が新聞記事に掲載された。朝の立ち番や学校行事を地域の方に手伝ってもらうことにより、従前教員が対応していた時間を本来業務に振り替えることができ、月45時間を超えて勤務する教員がかなり減ったというものである。

教育委員会においても、成功事例について、直接校長から話を聞き、他の学校にも活用できるような部分については広め、県全体の勤務時間の縮減に努めていく。他にも働き方改革について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、校務補助員等の外部人材を活用し、教員は授業準備や子供の指導などの業務に時間を使えるよう進めていく。

(野杵委員)

江南市立布袋小学校の事例について、具体的にどのようなことを行ったか、勤務時間削減によって問題は起きていないのかななどを是非教育委員会で調査し、事例を各学校に周知していただきたい。

(塩谷委員)

学校行事を減らすことはなるべくしない方が良い。学校行事等がなくなっていくことは、子供たちにとって良いことはないように思う。行事は減らさず、周りの手助けを求められるような環境を整えることが大切である。

(飯田教育長)

書換えについては、現在人事委員会で調査や審査が進んでおり、教育委員会としては進捗を見て必要な対応をしていくことが基本であると考えている。そもそも教員が忙しく、子供たちと向き合う以外の業務で時間外勤務が増えている現状であるため、教員が行わなくてもよい業務については手立てを打って、なるべく教員が子供たちと向き合うことに集中できるよう環境を整えることは教育委員会として行わなくてはならないと考える。工夫されている事例を周知し、つなげながら環境を整えていきたい。

請願第50号 任意団体（PTA等）の、あり方、運営等についての改革を求める、
請願。

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

今般、PTAについて様々な報道を目にする。これから新年度を迎えるに当たり、PTA役員の選出なども行われている状況の中で、強制加入や加入の可否により差別が生じるなどの問題が起きることはあってはならないし、PTAが直面している重要な課題として受け止める必要がある。その一方で、これまでPTAが果たしてきた役割も看過することはできない。家庭・学校・地域社会・子供という視点を含めたPTAが新たに考えられてきている。家庭と学校がつながり合いながら、子供の育ちを支えたり、学校づくりを支援したりすることに対して、PTAがこれまで果たしてきた役割は非常に有益なものが多々あり、今後もそれは変わらないと思う。ただ、PTAをめぐる社会や家庭の状況が大きく変化してきており、時代に合わせたPTAを考えていかなければならない。県教育委員会として、どういった対応をしているか。また、今後どういった対応ができるのか。本年度9月にも、PTAは任意団体であり加入・脱退が教職員の自由意思で行われるようにとの、同様の請願が出されたが、その請願を受けて県教育委員会として、県内のPTA団体に対して何らかの対応をしたか。

(上野生涯学習課長)

本年度9月の教育委員会会議での請願内容と県教育委員会の考え方については、県公立高等学校PTA連合会の常任理事会や理事会、県小中学校PTA連絡協議会の各郡市代表者の会議等で情報提供した。

その際、県教育委員会からは、保護者も教職員も加入は任意であること、加入の手续や役員・委員の選出方法については、各単位PTAの規約で定められるものであること、全ての保護者にPTAの目的や趣旨を丁寧に伝えて

いくことが大切であることなどを伝えた。

その後の動きとして、県小中学校PTA連絡協議会には加盟していないが、名古屋市立小中学校PTA協議会で、今年1月にPTA運営ガイドラインが作成された。PTAへの入退会は自由であることを中心に、PTAの目的や今後のPTAの在り方など、約50ページに渡るもので、同協議会のホームページにも掲載されている。県小中学校PTA連絡協議会でも、同様のガイドライン作成の必要性などについて今後、検討していくこととなっており、作成していくこととなった際には、県教育委員会としても全面的に協力していきたい。

(河野委員)

名古屋市のガイドラインを参照しながら進めることはよいが、作った後の周知が一つの段階である。ガイドラインができたところで、行き届く仕組みを考えてもらいたい。また、今後に向けて、ガイドライン以外で、県教育委員会では社会教育団体への指導・助言として、PTA団体に対してどのような対応をしていくのか。

(上野生涯学習課長)

引き続き、県公立高等学校PTA連合会・県小中学校PTA連絡協議会から保護者や教職員に対して、PTAの目的や意義の丁寧な説明が必要であることを伝えていきたいと思う。また、PTA等が集まる情報交換会や役員会等では、各地区におけるPTAの加入手続について現状把握に努めるとともに、県教育委員会の考え方や組織・運営に関する他府県の情報などを伝えていく。

(岡田委員)

PTAは飽くまで任意活動であるため、退会等を拒むことはできない。ただ、入退会は任意であるという風潮が高まっていくことが、果たして学校にとって良いことなのか。好ましいとは思えない。現在、いじめや不登校の問題、引きこもり、フリーター、ニート、スマホ依存症や犯罪等、子供を取り巻く環境が悪化している中、学校だけでは解決できない、複雑で深刻な状況がある。経験上、PTAに助けられたことが多かった。学校と家庭が協力して初めて子供たちの健全な育成がなされるという意義を伝えていくことがより重要であると思う。PTAが活性化することを期待する。

(塩谷委員)

PTA活動をどちらかというと嫌々やってきた。活動が子供や保護者、学校にとって必要であると感じる内容であれば、少しデメリットがあってもそれぞれ我慢できると思う。バランスが崩れているから、PTAに対する風当たりが強い。時代とともに中身を変えていかないとあとが見えてしまう。実際参加してみて、この活動は本当に必要なのかと感じることがあった。子供たちに対して直接的に役立つこと、先生を助けることが、いろいろな角度から見ていくと見つけられるのではないかと感じていた。今は離れてしまったが、根本的に変えていくことが必要であると思う。

(野杵委員)

これまで続いてきているPTAには意義やきちんとした役割があると思うが、生徒数が減り、共働きの親が増える中、やり方が昔のまま続いている。PTAだけで研修旅行に行ったり、ママさんバレーをしたりするなど、時間をとられる上、保護者同士で問題が起きるなどストレスを感じる保護者も多いと思う。そこは見直しが必要である。教育委員会の中で議論することではなく、各学校のPTAで考えていくことであるが、やり方自体は見直していった方がよいと思う。

加入が強制か任意かという部分について、小学生の子供が来年度に向けてPTAの案内を持ってくるが、「会費何百円を何口以上お願いします。」という表現で書いてある。先生が配り、子供が持って行くことを考えると出さないことは考えにくいし、皆がやっているものだとほとんどの保護者が受け入れてしまっているのが現状である。名古屋市のガイドラインに記載されていたとしても教育現場の実情は違うのではないか。先生や子供を介する場合、任意でと言われてもためらうことが多いと思う。手紙やインターネット等、先生や子供を介さない形でやるなどすれば、分かりにくいと思う。

(飯田教育長)

PTAの在り方については、社会的にも取り上げられており、教育委員会としても見過ごすわけにはいかない。名古屋市がガイドラインを作り、一歩踏み出しているということで、愛知県の方も一歩踏み出すべき時期に来ていると思っている。また、ガイドラインを作って解決というわけではなく、進むべき道をガイドラインに落とし込んだ上で、どう現実のものとしていくのか、PTAだけでなく、学校や市町村教育委員会、県教育委員会が一緒になって考えていく。学校の運営において、PTAや地域には様々な場面で地域の学習を支えていただいている。PTA、地域とつなげていくことを意識し、ガイドラインを生きるものにしていきたいと思っている。

請願第51号 政府及び教育委員会（愛知県教育委員会会議での発言を含む）の情報
を正確かつ確実に教職員へ周知することの請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

国からの通達があつてからのことだと思うが、学校に通知する際に、県教育委員会としてどのような工夫をしているのか。

(久保田保健体育課長)

県教育委員会では、施策等に関する大切な内容や変更点について、通知の鑑文に要点をまとめて記載したり、別紙にまとめたりするなど、分かりやすい周知に努めている。また、特に重要な内容については、毎月実施されている地区校長会に出向き、口頭による説明を行っている。ただし、地区校長会は月1回しかないので、速やかな周知を要する場合には、文書のみとなる場合

もある。そのような場合には、通知を送付するメールに補足資料を添付するなどの配慮をしている。なお、保護者を含めて広く周知する必要があるものについては、県教育委員会のウェブページに掲載するようにしている。

(野杵委員)

ウェブページに掲載されているとのことであったが、請願者からホームページ上の分かりやすい場所に掲載されていないという話があった。愛知県のホームページの深い階層に掲載されていると、一般の方は見つけることが困難であると思う。掲載されているのはどの位置か。

(久保田保健体育課長)

愛知県教育委員会保健体育課のページの中に掲載している。

(野杵委員)

一般的な企業や団体のページでは、トップページや新着情報として掲載されていることが多いが、同様の掲載は難しいのか。

(久保田保健体育課長)

教育委員会のトップページに掲載することは可能である。今後検討する。

(塩谷委員)

ウェブ掲載されていたとしても、現場まで届いていないことには意味がない。引き続き、校長まで届けられるような手法をお願いしたい。

請願第52号 「『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について(通知)」

(令和4年10月28日愛知県教育委員会保健体育課長)で示された内容の中に「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」(令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の示された内容が記載されていない説明を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(河野委員)

請願のタイトルにあるように、厚生労働省の事務連絡の内容が県教育委員会の関連のガイドラインに反映されていないという指摘だが、特段の理由や経緯があるのか。

(久保田保健体育課長)

県教育委員会が作成している「教育活動の実施等に関するガイドライン」は、学校における感染症対策の基本となる方針を記載しており、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った内容としている。現行のガイドラインにおいて、マスクの着用については、「全ての児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。」とされているが、加えて、「障がい等によりマスクの着用が難しい場合は、咳エチケットなどについて、個の実態に合わせて指導する。」と記載している。これはマスクの着用を無理強いしないことを示しているため、

マスク着用に関するガイドラインの記載について変更していない。

なお、3月17日付けで通知された国の衛生管理マニュアルの改訂において、4月以降の学校での感染症対策方針が示されたが、これには、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とすることや、マスクの着脱を強いることがないようにすることなどが記載されている。そのため、県のガイドラインについても、これらの内容を記載する。

(飯田教育長)

経緯については担当課からの説明どおりである。4月以降のマスクの取扱いについては、3月の国のマニュアル改訂に沿って、県のガイドラインを改訂し、4月から対応できるようにしていく。その際には、情報が届くよう、皆さんの目に付くようにしていく。

請願第53号 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）において
受検者及び監督者等にマスク着用を義務付けした経緯の説明及び令和
6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜においてマスク着用の義務
付けの見直しを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

県の公立高校入試において、マスクの着用を義務付けた経緯はどのようなか。そもそも県の公立高校入試におけるマスク着用の基準は、国が示した基準よりも厳しいのか。

(橋本高等学校教育課長)

令和4年6月14日付けで文部科学省から出ている通知「新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和5年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について」の中で、「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じて行うようにとされていたため、本県教育委員会においても準じて規定を定め、受検生一人一人が安心して試験に臨めるようにした。

ガイドラインの中で、マスクの着用については、「発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。」とされている。また、今春はインフルエンザの同時流行が懸念されていたことを踏まえ、学力検査が1教室に最大40人という比較的密な空間で行われることや、休憩時間に受検生同士が会話をする可能性があることを考慮して、昨年度に引き続き、11月29日付けで発出した通知において着用を義務付けることとした。その後、令和5年2月13日付けで文部科学省からマスク着用の考え方についての連絡があり、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは令和5年4月1日から適用されることから、年度中に実施する入学者選抜においては、マスク着用を義務付ける6月の文部科学省通知に基づいて実施するよう指示があった。このような経緯からマスク着用を義務付けることとした。

本県の基準が国の基準と比べて厳しいのかということについて、請願の中にも記載されているが、フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでの受検は不可とすることを本県では追加している。これは学校から問合せがあったため、問合せに回答する形で記載したが、基準が厳しくなっているとは考えていない。国のガイドラインに準じたものとなっている。

(岡田委員)

令和6年度以降の入試では、マスクの着用はどうか。

(橋本高等学校教育課長)

今後の感染症の流行状況や文部科学省からの通知等を踏まえて検討していく。

(飯田教育長)

国の基準に従って、マスク着用を義務付けたということである。これは大学受験と全く同じ扱いである。令和6年度については、今後の状況を見て、文部科学省から示されてくると思うので、それに合わせて対応していく。

請願第54号 令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜（全日制課程）において何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させる判断及び別室における座席の配置にした経緯の説明及び令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜において何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させること及び別室における座席の配置の改善を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

県の公立高校入試時に、マスクを常時着用することが困難な受検生は別室受検、また、隣の受検生との間隔を2メートル以上離すこととした経緯はどのようなものであるか。

(橋本高等学校教育課長)

何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者については、国の大学入試ガイドラインにおいて、「そのような者は、あらかじめ申し出るよう周知するとともに、別室において受験させること。」とされていることを踏まえ、別室で受験させることとした。また、座席の間隔については、マスクを着用できない受検生と他の受検生との間の感染リスクを低減させるため、ガイドラインに示された一般の受検生間の1メートルではなく、体調不良者や無症状の濃厚接触者の別室と同様に、2メートル以上確保することとした。

なお、今回、マスクを常時着用することが困難な受検者については、合理的配慮を要する受検生と同室にしたが、合理的配慮を要する受検生はマスクを着用できるため、受検生間1メートルとした。これもガイドラインに沿った形となっている。

(塩谷委員)

例えば、健康で感染もしていないが、マスク着用によって酸素不足となり

答えられない等の理由でマスクを外したい生徒が出てきた場合、その生徒はどのような対応となるのか。

(橋本高等学校教育課長)

今回の入試ではマスク着用を義務付けている。そのため、マスクを常時着用することが困難な受検者については、今回は別室受検となる。マスクを着用できない場合でも別室で受検できる機会は確保している。

(飯田教育長)

常時着用することが困難な受検者への対応も大学受験と同様のガイドラインに沿った形で実施し、来年度以降についても、文部科学省から示されるものに沿った形で進めていく。

7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第12号議案 令和5年度教職員定期人事異動について及び第13号議案 令和5年度事務局等職員の人事については、人事案件であるため、非公開にて審議することとした。

第7号議案 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

高橋総務課長が、あいちの学び推進課の設置等に伴い、規定を整備する必要があるため、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第8号議案 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

坂川教職員課長が、職員の定年引上げに伴う地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第9号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について

坂川教職員課長が、職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、退職手当の算定方法を整備する必要があるため、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第10号議案 博物館の登録に関する規則の一部改正について

上野生涯学習課長が、博物館法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、博物館の登録に関する規則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第11号議案 愛知県立高等学校学則の一部改正について

橋本高等学校教育課長が、愛知県民の日条例の施行による授業を行わない日の追加及び愛知県立学校条例の一部改正等による課程及び学科の廃止に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立高等学校学則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第12号議案 愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

小林特別支援教育課長が、愛知県民の日条例の施行による授業を行わない日の追加に伴い、所要の改正を行う必要があるため、愛知県立特別支援学校学則の一部改正について請議

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第13号議案 令和5年度教職員定期人事異動について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第14号議案 令和5年度事務局等職員の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として塩谷委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、勤務時間記録書き換え(資料1)、管理職の、処分等を求める請願及び任意団体(PTA等)の、あり方、運営等についての改革を求める、請願。について、山本耕一氏から、政府及び教育委員会(愛知県教育委員会会議での発言を含む)の情報を正確かつ確実に教職員へ周知することの請願、「『教育活動の実施等に関するガイドライン』の改訂について(通知)」(令和4年10月28日愛知県教育委員会保健体育課長)で示された内容の中に「マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)」(令和4年10月14日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の示された内容が記載されていない説明を求める請願、令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜(全日制課程)において受検者及び監督者等にマスク着用を義務付けした経緯の説明及び令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜においてマスク着用の義務付けの見直しを求める請願及び令和5年度愛知県公立高等学校入学者選抜(全日制課程)において何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させる判断及び別室における座席の配置にした経緯の説明及び令和6年度以降の愛知県公立高等学校入学者選抜において何らかの事情によってマスクを常時着用することが困難な受検者を別室で受検させること及び別室における座席の配置の改善を求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 井上輝彦氏から、給特法違反の旅行命令による出張旅費の支給についての陳情及び非常勤講師のコロナ関係の職務専念義務の免除についての陳情があった。

(4) 傍聽人 3名